

令和8年7月22日

令和8年

第9回野洲市教育委員会定例会
報 告 事 項

野洲市教育委員会

報告事項

- ① はつらつ野洲っ子中学生広場「私の思い 2026」の結果について
- ② 「野洲市学校に通いづらい子どもの保護者のつどい」について
- ③ 北野小学校大規模改修事業（新館棟増築工事）について
- ④ 職員の任免等について
- ⑤ 野洲市小中学校福祉車両等利用支援事業補助金交付要綱の制定について
- ⑥ 野洲市中学校部活動地域展開運営協議会設置要綱の制定について

はつらつ野洲っ子中学生広場「私の思い2026」結果報告

(趣旨)

次代を担う青少年が、社会の一員としての役割と責任を自覚し、目標を持ってたくましく成長することは、市民すべての願いです。人格を形成する上で重要な時期にある中学生が、日ごろ考えていることや感じていることを広く市民に訴えることを通じて、誇りや自覚をもち、自主性を伸ばすとともに、中学生の思いを聞くことによって、市民の中学生に対する理解と関心を深める契機とすることを目的としています。

開催日時： 令和7年(2026年)7月4日(土)開場 午前10時15分 開演 午前10時45分

会 場： 野洲文化小劇場

内 容： 1.開会
2.主催者あいさつ
3.来賓紹介
4.意見発表
5.表彰
6.閉会

※青少年育成市民会議会長、教育長、次長(学校教育担当)、参事(学校教育担当)、参事(生涯学習担当)が作文論旨と発表の審査を行った。

応募作品中学生9点(各校3点)□

(敬称略)

学 校 名	学年	氏 名	タ イ ト ル	審査結果
中主中学校	1	大堀 結翔	世界中の人々が共通して『おもしろいもの』って？	入 賞
中主中学校	2	熊木 愛咲姫	意見の大切さ	優秀賞
中主中学校	3	辻川 夢大	僕が尊敬する人	入 賞
野洲中学校	1	中村 天音	命の価値	入 賞
野洲中学校	2	南 さくら	広げる	入 賞
野洲中学校	3	小池 二瑚	しあわせのバケツ	優秀賞
野洲北中学校	1	渡辺 莉子	私の弟	入 賞
野洲北中学校	2	千代 大雅	ぼくがここにいる理由	入 賞
野洲北中学校	3	山本 唯愛	弟が教えてくれたこと	優秀賞

●表彰

優秀賞(3名) 賞状および楯、記念品を贈呈

入 賞(6名) 賞状および記念品を贈呈

●滋賀県主催の中学生広場「私の思い2026」県広場について

審査にて野洲中学校3年 小池 二瑚さんが、第29回中学生広場「私の思い2026」県広場への出場候補者に選ばれた。

●参加者

参加者総数(152名)

内訳：自治会長(28名)、常任委員(28名)、保護者・学校関係(69名)、主催関係者(27名)

令和8年度 第1回

「未来C A F E ふれあい」

～学校に通いづらい子どもの保護者のつどい～

「学校に通いづらい」、「最近欠席が続いている」、「今後どうしたらよいのか不安だ」など、誰にも相談できずにお悩みではありませんか？

同じ悩みをもった方々と一緒にお話ししませんか？

どうぞお気軽にご参加ください。



日 時 令和8年8月29日(土) 13:30～16:00 (受付 13:15～)

場 所 野洲市ふれあい教育相談センター

対象者 野洲市内在住で、学校に通いづらい子どもをもつ小・中学校の保護者

内 容

(第Ⅰ部) 13:40～14:20 講演

講師：守山市児童生徒支援室「くすのき教室」卒室生 (現大学生)

大谷友誉 (おおたにともよし) さん

演題：「未来に向けて ～自分だから伝えられること～」

(第Ⅱ部) 14:30～16:00 グループ交流

※第Ⅰ部、第Ⅱ部の両方、どちらかのみの参加も可能です

※令和8年度は、年2回の開催(第2回12月19日)を予定しています。

お申し込み(お問い合わせ)

下記の二次元コード、もしくは下記担当まで直接お電話をお願いします。

【お申込み二次元コード】



担 当 : 野洲市ふれあい教育相談センター
(野洲市小篠原 1973 番地 1)

電 話 : 077-587-6925

E-mail : furesou@city.yasu.lg.jp



(主催) 野洲市教育委員会

北野小学校大規模改修事業（新校舎増築工事）について

北野小学校では、学級数増加を理由に、令和6年度から新校舎増築工事に着手する予定をしておりましたが、令和5年度時点での学級数推計が事業着手当初の想定を下回る見込みとなりました。

しかしながら、北野小学校区は住宅地などの開発が見込まれる地域でもあることから、当初計画していた新校舎の増築について、事業計画を一旦保留とし、令和8年度に改めて検討のうえ増築の要否を判断することとしておりました。

今般、令和8年5月1日時点の学級数推計及び北野小学校区における開発見込みを踏まえた結果、現時点での増築をする必要はないと判断しましたので報告いたします。

1. 北野小学校学級数の推計

令和5年度時点の見込みから大きな変化はなく、令和11年度以降も学級数が徐々に減少していく見込みとなります。

令和4年4月15日推計 総学級数

R5	R6	R7	R8	R9	R10
32	32	33	33	32	32

令和5年10月13日推計 総学級数

R5	R6	R7	R8	R9	R10
31	30	30	32	30	28

令和8年5月1日推計 総学級数

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
31	30	30	30	29	28	26	25	24	23

2. 当初予定増築を進めた場合の学級数と余裕教室

令和10年度では、増築を実施しない現状のままだでも4教室の余裕が生まれます。

増築した場合、さらに6教室増え、10教室の余裕が生まれることとなります。

令和5年度時点

	R5	R8		R10		備 考
		現状	6教室増築	現状	6教室増築	
学級数（クラス数）	31（普通22、特支9）	32（普通23、特支9）		28（普通21、特支7）		a
部屋数（使い方）	32	32	38	32	38	b
余裕教室	1	0	6	4	10	c=b-a

令和8年度時点

	R5	R8		R10		備 考
		現状	6教室増築	現状	6教室増築	
学級数（クラス数）	31（普通22、特支9）	30（普通22、特支8）		28（普通20、特支8）		a
部屋数（使い方）	32	32	38	32	38	b
余裕教室	1	2	8	4	10	c=b-a

※部屋数は普通教室として利用可能な保有教室数を示しています。

※余裕教室は、多目的（少人数や英語、児童会室や更衣室など）に活用する部屋として一定数必要としています。

3. 北野小学校区における開発予定

令和8年6月末時点において、学級数に影響する開発や開発に係る事前相談、地区計画及び市街化編入に係る相談等はありません。

4. 事業スケジュール

年度	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028
設計	基本・実施設計		修正設計				
工事		準備工			仮設校舎設置	本館長寿命化	仮設校舎撤去
						体育館	グラウンド整備
※ 校舎を増築する場合（職員室除く）					検討	設計	校舎増築

職員の任免等について

【新規採用者】

所属名	フルタイム パートタイム	補 職 名	氏 名	学校・園名	備考
文化財保護課	パートタイム	文化財調査補助員	篠畑 周一		7月1日 付
文化財保護課	パートタイム	文化財調査補助員	八賀 淑人		7月1日 付
総計	フルタイム	0人	2人		
	パートタイム	2人			

【退職者】

所属名	フルタイム パートタイム	補 職 名	氏 名	学校・園名	備考
ふれあい教育相談センター	パートタイム	教育支援ルーム指導補助員(メンタルフレンド)	小暮実穂子		6月30日 付
文化財保護課	パートタイム	文化財調査補助員	中川 九英		6月30日 付
総計	正規	0人	2人		
	フルタイム	0人			
	パートタイム	2人			

職員許可・承認等一覧

区 分		対象職員	許可の期間
総計	正規	0人	0人
	フルタイム	0人	
	パートタイム	0人	

野洲市小中学校福祉車両等利用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、野洲市立の小学校及び中学校（この条及び第3条において「学校等」という。）が校外で行う学習及び行事（次条及び第3条において「校外行事等」という。）を実施するに当たり、移動手段としてリフト付きバスの借り上げ又は福祉タクシー等の利用（次条及び第3条において「福祉車両等利用」という。）をした場合に、当該学校等に対し予算の範囲内において野洲市小中学校福祉車両等利用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野洲市補助金等交付規則（平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる校外行事等)

第2条 補助金の交付の対象となる校外行事等は、バスへの乗降が困難な車椅子等を使用する児童生徒が参加する校外行事等のうち、当該児童生徒の移動のために福祉車両等利用が必要であると教育委員会が認めたものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費は、学校等が校外行事等を実施するに当たり福祉車両等利用に要した費用とし、補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) リフト付きバスの借り上げに要する費用からリフトを搭載していないバスの借り上げに要する費用を控除して得た額に相当する額
- (2) 福祉タクシー等の利用に要した額

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付等申請書に添付する同項第1号に規定する事業計画書は、補助対象者、対象事業の内容及び対象経費の詳細を記載した書類とする。

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則13条の補助事業等実績報告書に添付する同条第3号に規定する書類は、前条に規定する事業計画書の内容の実績を記載した書類及び次に掲げる書類とする。

- (1) リフト付きバスを借り上げる際に要する費用とリフトを搭載していないバスを借り上げる際に要する費用との差額が確認できる書類
- (2) 福祉タクシー等の利用する際に要する費用が確認できる書類

(実績報告書の提出期限)

第6条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した日から1箇月以内又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

野洲市中学校部活動地域展開運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、市立の中学校（以下「中学校」という。）における部活動と市内のスポーツ活動団体及び文化芸術活動団体とが連携を取り合い、部活動の地域展開の推進を図ることを目的に、野洲市中学校部活動地域展開運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部活動の地域連携の推進に関すること。
- (2) 部活動の地域展開への課題とその対応に関すること。
- (3) 生徒の活動の場としての新たな地域クラブ活動等に関すること。
- (4) 部活動に関する市のガイドラインに関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織及び職務)

第3条 本協議会は、会長、副会長1名及び委員10名以内をもって組織する。

2 会長は市長を、副会長は教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 野洲市スポーツ協会の代表者
- (2) 野洲市総合型地域スポーツクラブの代表者
- (3) 野洲市スポーツ少年団の代表者
- (4) 滋賀県中学校体育連盟野洲支部長
- (5) その他市又は教育委員会が必要と認める者

4 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議会の会議)

第5条 運営協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又はこの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 運営協議会の会議で協議された事項の企画、調整及び実施のため、運営協議会に専門部

会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のうちから運営協議会が推薦したもの及び会長が必要と認めた者をもって充てる。
- 3 部会員の任期は、部会員となった日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選任する。
- 7 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 専門部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集する。
- 10 部会長が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 11 部会長は、会議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

（事務局及び庶務）

第7条 運営協議会の庶務は、市民部文化スポーツ振興課及び教育委員会事務局学務課に置き、必要な庶務を処理する。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。